

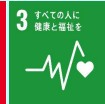
# 基本計画の検討資料

(令和4年2月10日時点)

## 第1章 基本政策1 【福祉健康】

第1節	子育て支援	1
第2節	高齢者福祉	3
第3節	障がい者福祉	5
第4節	生活困窮者支援	7
第5節	健康づくり・保健衛生	9
第6節	国民健康保険・国民年金	11
第7節	地域福祉	13

## 第1節 子育て支援



### 【現況と課題】

- 少子化は社会経済に構造的な変化をもたらすため、我が国全体の課題となっています。また、核家族化の進行や地域コミュニティの希薄化などによって、子育てに不安や負担を感じる保護者も少なくありません。そのため、身近で包括的な相談ができる場をつくるとともに、子育ての仲間づくりを通じて、地域全体で子育てに取り組んでいくことが求められています。
- 新座市では、子ども・子育て支援事業計画を策定し、子育て支援の充実に取り組み、一定の成果を上げてきました。今後も教育・保育の提供と地域の実情に応じた子ども・子育て支援の取組の一層の充実が必要です。
- 子どもの権利を尊重し保護するため、関係機関との連携を深めながら、児童相談の充実を図り、児童虐待の未然防止や、早期発見と早期対応の体制を強化していくことが課題となっています。
- 生まれ育った環境にかかわらず、子どもが元気に成長できるよう、家庭に対する支援が必要となっています。特に、子育てと生計の維持を一人で担わなければならないひとり親家庭に向け、支援制度の充実が求められています。

### 【主な施策展開】

#### (1) 地域における子育て支援の充実

- 教育・保育施設や地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、市役所窓口、保健センターや地域子育て支援拠点における情報提供機能や相談体制の充実を図ります。
- 母子保健事業、子育て支援ホームヘルパーの派遣など、子育て家庭への支援を推進します。
- 地域全体で子育てを支援するため、地域子育て支援拠点事業や、ファミリー・サポート・センター事業などを展開します。また、地域や関係機関と連携し、市民による子育てサークル、子育てボランティア、NPOなどの活動の更なる支援に努めるとともに、そのネットワークづくりを進めます。
- 親子で楽しく健全に遊ぶことができる場として、児童センターの充実を図るとともに、新たな施設の設置や場の確保に向けて検討します。

#### (2) 保育環境の充実

- 入所待機児童の解消に向け、社会福祉法人などによる認可保育園等の整備を支援します。
- 一時保育、休日保育、障がい児保育や病児・病後児保育などの充実を図ります。
- 放課後の子どもたちが安心して過ごすことができる場所として、放課後児童保育室の狭あい化、大規模化の解消に引き続き取り組みます。
- 保育施設及び放課後児童保育室における保育の質を確保するため、保育士及び支援員の資質向上に努めます。

#### (3) 子どもの権利擁護の推進

- 児童虐待を未然に防ぐため、児童虐待への理解を広めるための啓発活動を行うとともに、虐待を受けている要保護児童を早期に発見し、関係機関が情報や支援についての考え方を共有して、適切な連携の下で迅速に対応します。
- 各家庭の事情により、家庭で暮らすことができない子どもが家庭的な環境の中で育つことができるよう、里親制度についての普及啓発に努めます。

#### (4) 経済的支援の充実

- 子育てに関する負担軽減を図るため、市独自のこども医療費の無料化を実施します。
- 乳幼児医療費などの子育て家庭に対する経済的支援の充実について、国・県に積極的に働きかけます。

#### (5) ひとり親家庭福祉の充実

- ひとり親家庭の実情に応じた的確に対応し、きめ細かな助言や情報提供を行います。
- ひとり親家庭の経済的な自立を促進するため、各種支援制度の利用を働き掛けながら、関係機関と連携して就労を支援します。

## 第2節 高齢者福祉



### 【現況と課題】

- 日本では諸外国に例をみないスピードで高齢化が進行しています。新座市においても高齢者人口は増加し続け、併せて高齢者数の伸びを上回るペースで要支援・要介護高齢者や認知症高齢者が増加していくことが予測されています。また、単身世帯や高齢者のみ世帯の増加も見込まれることから、高齢者の尊厳の保持と自立生活を支援することも含め、団塊の世代が75歳以上となる2025年に向け、様々な施策の充実が必要となっています。
- 支援や介護を必要とする高齢者が安心して暮らしていくことができるよう、新座市では日常生活圏域6圏域に、7か所(※)の地域包括支援センターを設置しています。今後についても、地域における介護サービス基盤の整備や介護サービスのより一層の充実に取り組んでいくことが求められます。
- 人生100年時代を見据え、健康寿命を延伸するため、高齢者の予防・健康づくりを推進することが重要です。高齢者の有病率は高く、早期発見・早期対応とともに、重症化予防が課題となっています。また、生活機能も急速に低下するため、高齢者が参加しやすい通いの場の拡大や、フレイル対策を含めたプログラムの充実も課題となっています。
- 高齢期をいきいきと過ごすことができるよう、老人福祉センターなどを拠点として、高齢者による趣味や生涯学習、健康づくりなどの多様な活動が行われています。今後も、こうした高齢者の社会参加の機会を充実させていく必要があります。

※令和5年4月から8か所

### 【主な施策展開】

#### (1) 地域包括ケアシステムの充実・推進と高齢者の権利擁護の推進

- 高齢者の更なる自立支援、介護予防・重度化防止に向け、地域福祉活動との連携強化や保健・医療・福祉の連携強化に取り組み、地域包括支援センターを核とした包括的な地域ケア体制の更なる充実を進めます。
- 医療と介護の両方を必要とする高齢者に、在宅医療と介護を一体的に提供することができるよう、関係機関との連携を推進します。
- 認知症になっても本人の意思が尊重された生活を送ることができるよう、医療・介護・生活支援サービスが連携したネットワークを形成します。
- 支援や介護を必要とする高齢者が安心して地域で暮らしていくことができるよう、日常生活自立支援事業の利用や成年後見制度の周知及び利用の促進に努めるとともに、権利擁護における相談の充実を図ります。また、高齢者虐待の防止や早期発見のため、地域における関係者のネットワークづくりを進めます。

#### (2) 高齢者の社会参加と健康づくりの推進

- 高齢者の生きがいや就労につながるよう、地域ボランティア活動などの機会の提供を進めるとともに、シルバー人材センターへの支援を通して、高齢者が就労しやすい環境の整備を図ります。
- 市内大学などとも連携しながら生涯学習・スポーツ活動や多様な交流活動の機会の充実に努めます。
- 高齢者が生きがい・役割を持って生活できる地域を構築するため介護予防を推進します。
- 高齢者の心身の健康保持を図るため、介護予防等自主的な取組を行う高齢者の集いの場を拡大し、その中でフレイル対策の取組を推進します。
- 高齢者を対象とする医療制度の円滑な運営に努めるとともに、予防医療の充実を図ります。

#### (3) 介護サービスの充実

- 介護保険事業計画に基づき、支援や介護を必要とする高齢者が安心して暮らしていくことができるよう、引き続き介護サービス基盤の整備や介護サービスの充実を図ります。

### 第3節 障がい者福祉



#### 【現況と課題】

- 障がいの有無や社会的マイノリティに関わりなく、生活や権利が保障されるよう環境を整備するノーマライゼーションの考え方が重要となっています。  
「障害者総合支援法」では、地域社会における共生の実現に向けて、日常生活や社会参加に対する支援を総合的かつ計画的に行うことが求められています。
- 新座市では、障がいがある人もない人も分け隔てられることなく互いに人格と個性を尊重し合いながら暮らすことのできる地域社会の実現を目指して、「共に暮らすための新座市障がい者基本条例」を定めています。
- 共生社会の実現のためには、障がい者が地域社会で安心して暮らすことができるよう、それぞれの障がいの状態に応じた相談・情報提供や在宅福祉サービスの充実が求められます。
- また、障がい者の社会参加の推進のため、就労、生涯学習、教育等の環境を整備するとともに、障がい者の移動に係る支援等の充実も必要です。
- 障がいに対する理解不足や偏見を解消する取組に加え、権利擁護の推進、誰もが不便なく外出できるバリアフリーのまちづくりも課題となっています。

### 【主な施策展開】

#### (1) 保健とリハビリテーションの充実

- 乳幼児期における障がいの早期療育を総合的に行うため、福祉型児童発達支援センターによる支援の充実を図ります。また、日常生活において医療的補助を必要とする子どもが適切な支援を受けることができるよう、関係機関が連携を図るための協議の場の充実を図ります。
- 障がい者の増加を踏まえ、障がい者がリハビリテーションや自立訓練を円滑に利用できるよう、情報収集や保健・福祉・教育など関係機関との連携を進めます。

#### (2) 福祉サービス推進のための環境の充実

- 障がい者やその家族のニーズに対応した適切なサービスを提供できるよう、相談機能、情報提供機能の充実に努めます。地域における相談支援の中核的な役割を担う機関として、相談支援に関する業務を総合的に行う基幹相談支援センターの機能の充実を図ります。
- より充実した福祉サービスが提供できるよう、相談支援事業所と連携し、相談支援やサービスの質の向上を図ります。
- 障がい児（者）の地域における日中活動や生活の拠点となる施設として、福祉型児童発達支援センターの支援の充実及び地域生活支援拠点の設置に努めます。また、引き続き、障がい福祉サービス事業所及び地域活動支援センターの充実を図ります。

#### (3) 自立と社会参加の支援

- 障がい者自らが、その意欲と能力、適性に応じて職業生活を設計・選択できるよう、障がい者就労支援センターを中心として、職場での定着に向けて支援します。
- 知的障がい、精神障がいなどにより判断能力が十分でない人が、不利益を受けずに日常生活を送ることができるよう、成年後見制度や、社会福祉協議会が行っている日常生活自立支援事業の周知を図り、適切な制度利用につなげるとともに、障がい者本人の意思決定の尊重や権利擁護の推進に努めます。

#### (4) 生活向上のための経済的支援

- 障がい者やその家族の経済的負担を軽減するため、引き続き、福祉手当の支給や医療費の助成を行います。

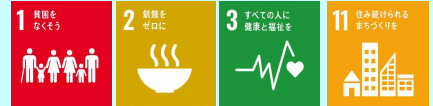
#### (5) こころのバリアフリー化の推進

- 市民一人一人が、障がいに対する理解と認識を深めるため、学校や職場、地域社会など、様々な場における啓発活動や福祉教育の充実に努めます。また、障がいの有無にかかわらず、地域で支え合うことができるよう、町内会等と連携した啓発活動に努めます。
- 障がい者のスポーツ・文化活動の機会の充実を図るとともに、参加の拡大に向けて広く周知します。これらの機会を通じて、障がい者同士、障がいのある人とない人が互いに理解を深めていくことができるよう、交流活動の充実に努めます。
- 障がい児に対し、充実した支援を行うため、保育士や教職員など関係者の障がいに対する理解や意識の向上を図ります。

#### (6) 生活環境のバリアフリー化の推進

- 平常時の利用だけでなく、災害時や緊急時にも対応できるよう、障がい者も利用しやすい公共施設の整備や移動手段のバリアフリー化を進めるとともに、障がい者の社会的障壁を解消できるよう合理的配慮の取組を推進します。

## 第4節 生活困窮者支援



### 【現況と課題】

- 我が国では現在、高齢化の進行やパートタイム労働者・派遣労働者等が増加しており、こうしたことが生活困窮に陥る要因にもなっていると考えられます。また、単身世帯の増加や核家族化の更なる進行などにより、かつてのような親族による支え合いを過度に期待するのは難しい状況になりつつあります。こうした中、平成27年に「生活困窮者自立支援法」が施行され、生活保護に至る前の段階における自立支援策の強化が図られています。
- 生活困窮者の抱える課題は、経済的困窮を始めとして、就労活動困難、病気、住まいの不安定や債務問題など多岐にわたり、複雑かつ多様化しています。
- 平成20年度に1.14%であった新座市の生活保護率は、高い割合で推移し、令和2年度には1.62%となっています。また、被保護世帯の構成割合では、高齢者世帯の割合が50%を超えています。このため引き続き、生活困窮者などに対して一人一人の状況に合わせた支援を充実させ、生活の安定と自立を促していくことが重要です。
- 被保護世帯に対しては、制度に基づいた適正な支援を行うとともに、経済的自立を促すため、就労の支援に取り組むほか、適切な医療や介護に結び付けていくことも求められます。また、いわゆる貧困の連鎖の防止に向けた対策の充実も課題です。



### 【主な施策展開】

#### (1) 相談体制の充実

- 生活困窮者の生活安定と自立を支援するため、関係機関や団体との連携を密にし、相談体制の充実を図るとともに、ケースワーカーなどの職員の育成・確保や資質の向上に努めます。
- 複雑かつ多様化している生活困窮者の有する課題に対応するため、就労、家計など様々な面の自立に向けた包括的な相談・支援体制の整備に努めます。

#### (2) 自立と生活の支援

- 生活困窮者の支援に当たっては、一人一人の状況に応じたプランを作成し、経済的な自立のみならず日常生活自立や社会生活自立など本人の状態に応じた支援を行います。
- 生活保護の実施に当たっては、日本国憲法第25条の理念に基づく最低限度の生活を保障するとともに、被保護者の能力や置かれた環境に応じて、自立に向けた支援を行います。
- 貧困の連鎖の防止の観点から、被保護世帯等の子どもがいる世帯に対して学習支援に加え、生活習慣や育成環境の改善に向けて必要な支援を実施します。
- 中国残留邦人等に対して、老後の生活安定など地域でいきいきとした暮らしを実現するための生活支援を行います。

## 第5節 健康づくり・保健衛生



### 【現況と課題】

- 我が国では近年、平均寿命が延伸する一方、個人の生活習慣や労働環境などの社会構造の変化により、がん、脳卒中、糖尿病などの生活習慣病や「うつ病」などの精神疾患が増加しています。
- 健康づくりは、市民一人一人の多種多様で、主体的・継続的な取組とともに、保健・医療・福祉の関係機関や、住民組織との連携による情報提供や活動支援が重要です。
- 健康教室や健康相談、検（健）診、予防接種など、市民の健康管理・健康増進の拠点である保健センターについては、機能強化・サービス向上を図るとともに、保健師、助産師、看護師、管理栄養士、歯科衛生士などの専門職の人材確保が求められています。
- 地域医療については、朝霞地区四市及び朝霞地区医師会等の関係機関と連携し、休日・夜間の輪番制の実施、小児救急医療体制の整備等、医療体制の確保に努めており、今後も効果的な連携の促進が必要です。

## 施策1 健康づくりの推進

### 【主な施策展開】

#### (1) 健康づくりの推進

- 市民が健康に対する正しい知識を持ち、自ら積極的に健康づくりを実践していくことができるよう、健康教室の開催や、健康の保持増進に関する知識の普及啓発及び情報提供を行います。
- 市民の健康づくり活動を行う団体やグループの支援に努めます。

## 施策2 保健衛生の向上

### 【主な施策展開】

#### (1) 保健予防の推進

- 母子保健サービスにおいて、妊娠期から子育て期にかかる切れ目ない支援体制を構築するとともに、乳幼児健康診査の未受診の把握や個別相談支援の充実に努めます。
- 健康問題の複雑化に対応し、市民ニーズに応えられる保健サービスを提供するため、保健センターの機能強化を図るとともに、保健師などの専門性の高い人材の確保に努めます。
- 市民のこころの健康づくりを推進するため、講演会・講座等の開催、相談事業、正しい知識の普及啓発を行うとともに、関係機関と連携し、精神保健事業の充実に図ります。また、自殺対策計画に基づき、自殺予防対策事業について、効果的な事業の推進に努めます。
- 検（健）診・予防接種について、市民が受けやすい環境づくりを進め、疾病予防の強化を図ります。

#### (2) 保健・医療の連携強化

- 関係機関との連携を図り、日常の医療体制のほか、救急医療体制の確保・充実に図ります。
- 地域医療機関における看護師不足に対応するため、朝霞地区看護専門学校との運営について助成を行います。

### 【現況と課題】

- 国民健康保険制度は、国民皆保険の中核として、医療の確保と市民の健康の維持増進に大きな役割を担っていますが、少子高齢化の進行や医療技術の高度化による医療費の増大、経済・社会情勢等の変化により保険税の負担能力の低い被保険者が増加するなど、国民健康保険事業は大変厳しい運営状況となっています。
- このような背景の下、社会保障制度の安定的な運営を図るため、国は制度改革を行い、平成30年度から国民健康保険は県と市町村の共同運営となりました。
- 埼玉県は、県と市町村が共通認識の下、国民健康保険の安定的な運営を図るため、埼玉県国民健康保険運営方針を策定しました。本運営方針は、3年ごとに見直しが行われ、県内市町村は、本運営方針に基づき国民健康保険税の賦課、効率的な事務運営のための標準化や共同化の取組等を進めていくこととなります。
- 少子高齢化が急速に進行する中であって、活力ある社会を実現するために、今後、より一層市民の健康づくりの取組への支援が必要となっています。被保険者の健康づくりに向けて、特定健康診査の受診率（令和2年度受診率36.6%）の更なる向上に取り組んでいく必要があります。
- 国民年金制度は、老齢、障がい又は死亡について年金を支給することによって、健全な国民生活の維持・向上に寄与することを目的とした制度であり、国が保険者となって運営し、市町村はその一部の事務（法定受託事務）を行っています。
- 年金機能を強化するため、老齢基礎年金の受給資格期間の短縮や年金生活者支援給付金の導入などの法改正が行われており、これらの制度の周知や相談の充実など、公的年金制度の理解を深めていく必要があります。

## 施策Ⅰ 国民健康保険の充実

### 【主な施策展開】

#### (1) 保険制度の健全な運営

- 保険者努力支援制度等に基づく歳入の確保に努め、被保険者の負担軽減を図ります。
- 埼玉県国民健康保険運営方針に基づき、国民健康保険税の適正な課税に努めるとともに、納税しやすい環境の整備を進め、収納率の向上を図ります。
- 県との連携を強化しながら、国民健康保険制度に係る補助金などの充実を国に働き掛けます。

#### (2) 健康増進活動の推進

- 生活習慣病の予防のため、特定健康診査の受診率及び特定保健指導の利用率の向上努めるとともに、被保険者が受診しやすい環境づくりを進めます。また、生活習慣病の重症化や合併症への進行を予防する取組を推進します。
- 被保険者の健康の保持・増進のため、国民健康保険データヘルス計画に基づき、KDB（国保データベース）を活用して、地域の健康課題に取り組みます。

## 施策Ⅱ 国民年金制度の推進

### 【主な施策展開】

#### (1) 制度の周知

- 未加入者の解消に向け、国民年金制度の意義や仕組みなどに関する理解を促進します。

#### (2) 相談業務の充実

- 国との連携を強化しながら、年金相談体制の充実を図ります。

## 第7節 地域福祉



### 【現況と課題】

- 核家族化や都市化の進行によって、住民相互のつながりの希薄化が進んでいます。福祉サービスに対するニーズが複雑化・多様化する中で、「社会的孤立」の問題や公的支援制度が対象としないような身近な生活課題などへの支援の必要性が顕在化しており、地域住民が共に支え合う「地域共生社会」の実現が求められています。
- また、このような課題を抱え、支援を必要とする人を把握し、適切な支援につなげていくための総合的な相談支援体制の整備が求められています。
- こうした状況の中、市と社会福祉協議会が連携して、市民の主体的な活動を基調としながら、自助・互助・共助・公助を実現して共に支え合う社会づくりを目指しています。市内6圏域に設置された地域福祉推進協議会を市と社会福祉協議会が支援するとともに、関係機関と連携を図りながら、地域住民の支え合いによる体制整備の構築に向けた取組を推進しています。
- 地域ぐるみで支え合う社会を築いていくためには、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティアなどの人々によって支えられている身近な福祉活動の活性化に向けた支援が求められています。

### 【主な施策展開】

#### (1) 相談体制・情報提供機能の充実

- 制度の狭間にある課題や複合的な課題を抱えた人に対して、関係機関と連携し、福祉に関する総合的な相談支援体制の整備を図るとともに、地域の中で気軽に利用できる相談体制の確立を目指します。
- 地域福祉活動への関心と意欲を高めることができるよう、コミュニティ情報や地域福祉情報の提供の充実を図ります。

#### (2) 地域福祉ネットワークづくり

- 福祉団体の活動の発表の場を設け、幅広い年代に対する福祉意識の啓発に努めるとともに、福祉団体の自立と社会参加を促進し、連携を強化します。
- 福祉団体、福祉施設や事業所などの活動をいかし、連携して地域福祉活動に取り組むことができるよう、地域福祉ネットワークづくりを進めます。
- 社会福祉協議会との更なる連携強化に努め、市全域で取り組む課題を協議しながら生活支援体制の整備を進めます。

#### (3) 地域における担い手の育成と活動支援

- 地域福祉を支える担い手の育成に努めるとともに、社会福祉協議会、民生委員・児童委員、福祉団体、ボランティアなどによる活動を支援します。